

関係人口について

- 「**関係人口**」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、**特定の地域に継続的に多様な形で関わる者**。
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる**。

関係人口が増えることの意義

関係人口は、地域住民との信頼関係をベースに、**地域の社会課題解決**や**魅力向上**に貢献する存在である。関係人口の活発な往来により、地方の**経済活動**や様々な**魅力向上の取組の活性化**、更には**災害時の支え合い**にもつながる。とりわけ人口減少・高齢化の深刻な地域においては、関係人口が**地域住民の共助の取組に参画**し、地域の**内発的発展を誘発**することが期待される。
(「デジタル田園都市国家構想総合戦略」抜粋)

関係人口の取組例



<宮崎県五ヶ瀬町（R元モデル事業）>
県立中高一貫校の卒業生を対象とした
関係人口案内育成



<鳥取県鳥取市（R元モデル事業）>
地方の農業に関心のある都市部からの
滞在者との協働による農業用水路の修繕

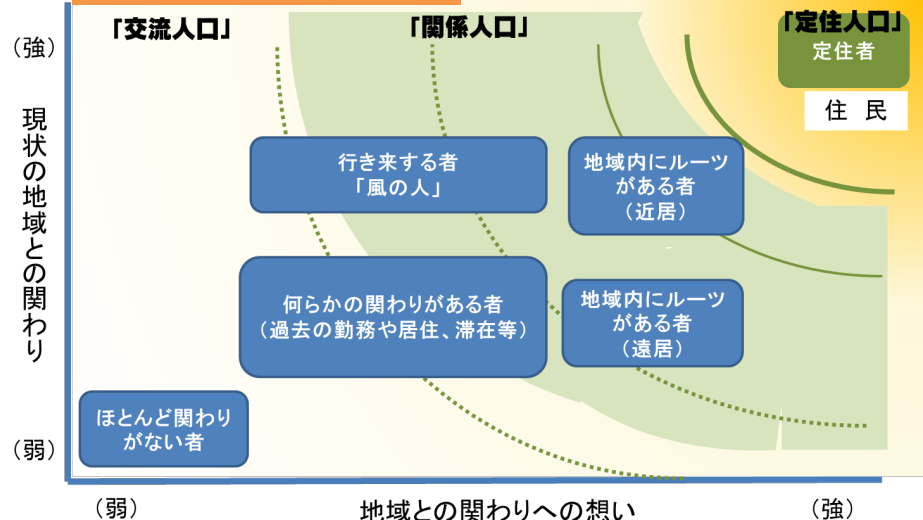


<愛媛県西条市（H30モデル事業）>
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での
「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場産品のPR



<島根県邑南町（H30モデル事業）>
「はすみファンと共に創る地域」事業
での「INAKAイルミ」の実施

関係人口のイメージ



関係人口を活用した地域の担い手確保事業

R7当初予算額：6百万円

- 総務省では「『関係人口』ポータルサイト」を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
- さらに、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するとともに、各地方公共団体の多様な取組を広く周知。
- また、地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大に向けた取組の全国各地での実装化を推進。

全国に向けた情報発信の強化

「『関係人口』ポータルサイト」を通じ、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するとともに、各地方公共団体の多様な取組を広く周知することで、関係人口の創出・拡大を図る。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

○地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地での取組を推進。

H30・R1

関係人口の創出・裾野拡大
(モデル事業 30団体
(H30)、44団(R1))

R2

関係人口と地域との「協働」
(モデル事業 25団体)

R3 ~

関係人口施策の実装化
(普通交付税措置)

全国各地で取組の実装化

目指す姿

全国各地で、
関係人口が地域と
関わり合いながら
地域活性化に貢献



地域活性化起業人

① 企業派遣型（H26～）

② 副業型（R6～）／シニア型（R7～）

※ H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業の方式（副業型／シニア型）**により活用
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図る**ことができ、**民間企業**としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見**などのメリットがある

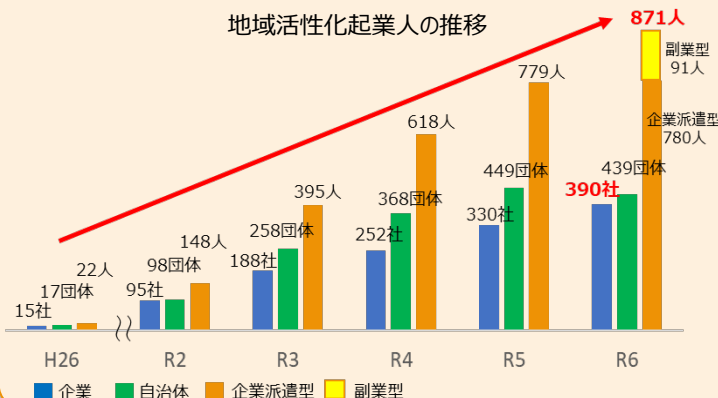
地方公共団体

（対象：1,433市町村）

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）
（企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

地域活性化起業人の推移



協定締結

○任期
6か月～3年

○活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

社員（個人）

民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

- 要件
・自治体と**企業**が協定を締結
・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上** など
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**上限590万円/人**）※R7年度から引き上げ
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型／シニア型（退職した個人）】

- 要件
・自治体と**企業に所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

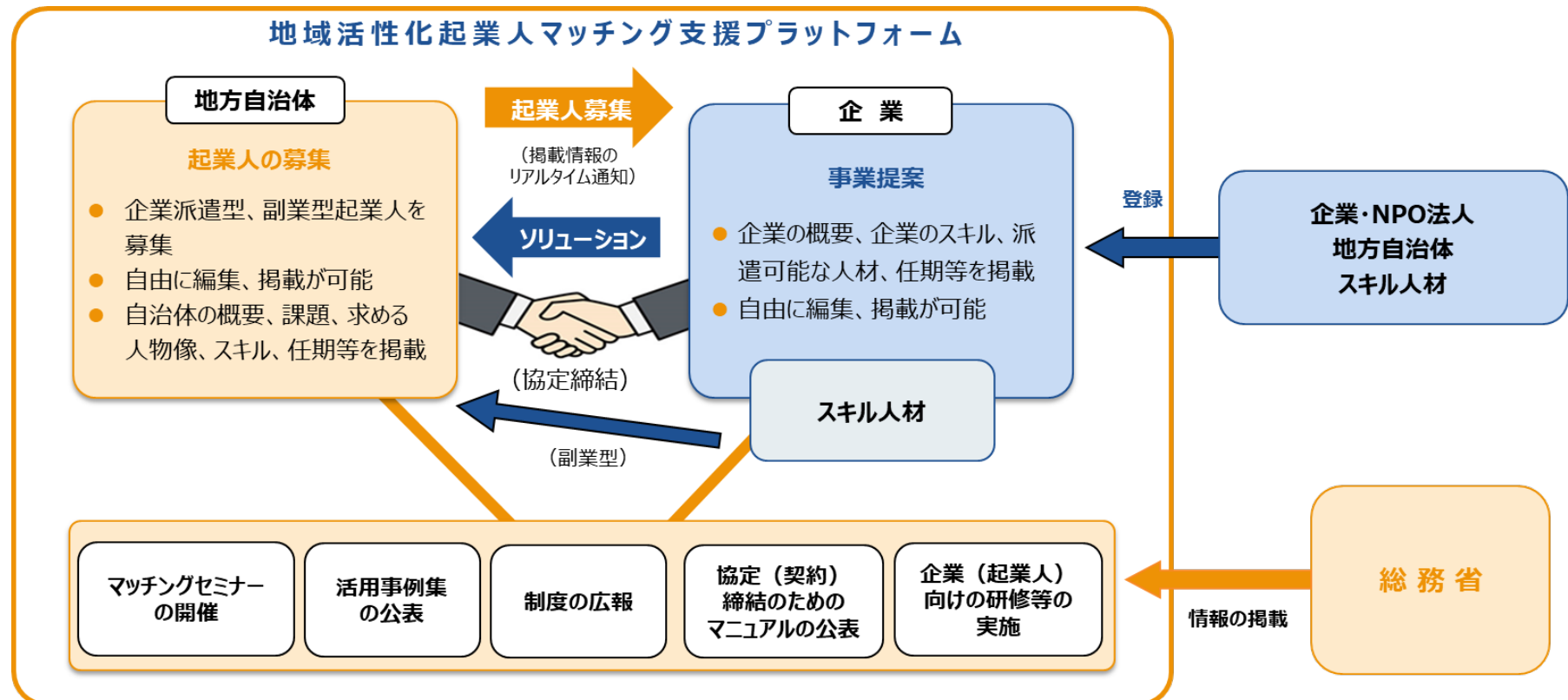


地域活性化起業人のマッチング支援事業

プラットフォームは現在構築中であり、今秋にリリース予定。
※募集中の自治体の情報は、現在総務省HPで公開中。

官民連携により、企業の即戦力人材の地方への流れを創出・拡大するため、自治体、企業の双方が、地域活性化起業人制度を有効かつ円滑に活用できるように、**地域活性化起業人のマッチング支援のプラットフォームを構築**し、更なる制度の活用を推進する。

- R 5 年度補正予算で、**三大都市圏の企業約 5 万 5 千社**に対して周知広報を含めた調査を実施したところ、**約 1 万 3,000 社**から返信があり、そのうち、**約 3,000 社**が**制度に関心がある**と回答している。
- 一方で、制度を活用したい自治体・企業において、**どのようにアプローチを行えば良いかわからない**といった声もある。
- 調査結果を利用し、こうした課題を解消したうえで、**自治体、企業の双方が、制度を有効かつ円滑に活用**できるようにするため、地域活性化起業人の**マッチング支援のプラットフォームを構築**するとともに、より効果的に自治体と企業のマッチングを進めるため、**マッチングセミナーを開催**するなど、マッチング支援を実施する。





総務省

過疎地域等集落ネットワーク圏 形成支援事業について

令和7年5月

総務省地域力創造グループ過疎対策室

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R7当初予算額：400百万円
(R6予算額：400百万円)

- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
 - (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
 - (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
 - (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)
- 下記事業については、限度額を上乗せ
 - ① 専門人材を活用する事業 2,000万円(+500万円)
 - ② ICT等技術を活用する事業 2,500万円(+1,000万円)
 - ③ 上記①と②を併用する事業 3,000万円(+1,500万円)

【参考】

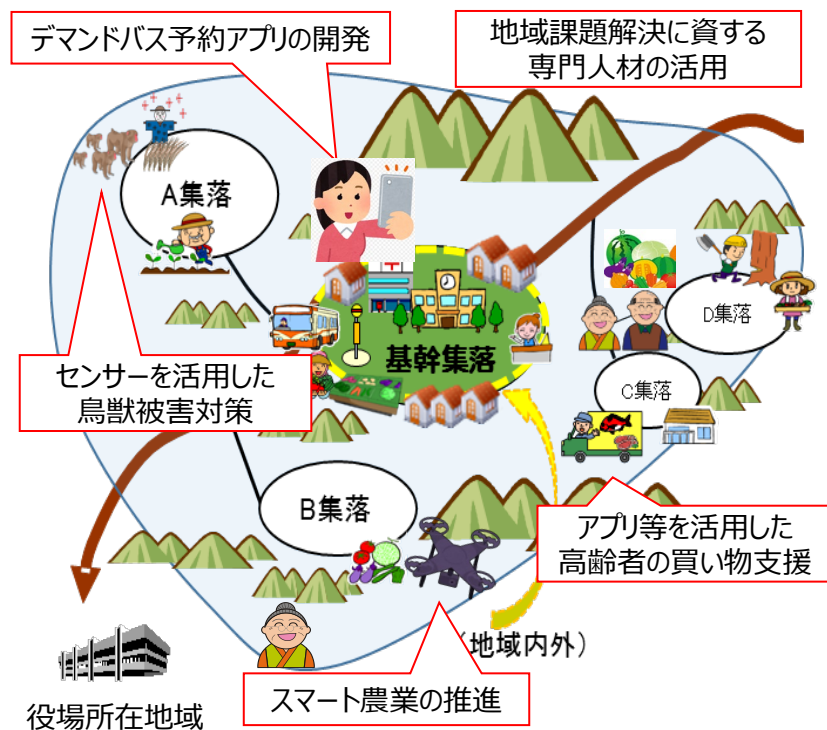
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー・事業者 等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

広島県神石高原町（令和元年度）

挑戦のまち神石高原町
消滅危機をドローンで飛び越えろ！

● 事業背景

- 人口減少等による人材不足により、災害時の緊急対応や日頃の安否確認などが困難な状況にあり、また、集落機能低下なども危惧
- 自主運営組織が主体となり、ドローンの活用による課題解決をめざす

● 取組内容

- 災害前後の状況把握に資する情報収集アプリの開発
- 災害時を想定した配送実証や、目視外、電波途絶環境の実証
- ドローン技術を地域で運用できる人材を育成

● 成果

- 実証事業の範囲を順次拡大（重量物搬送）
- ドローン操縦技術者を育成（5名）
- ドローン技術を用いた起業、ドローンスクールの誘致を実現

● 事業実施者

油木協働支援センター

● 事業費

19,288千円



山形県川西町（令和3年度）

誰ひとり取り残さない
支えあいの地域づくり事業

● 事業背景

- 高齢化等による移動支援対象者の増加や、支援する人材の不足などが課題
- デジタル化による住民同士の相互補完環境の整備をめざす

● 取組内容

- 買い物支援など既存のコンテンツをプラットフォーム化
- 人材研修会の実施
- 電動シニアカーを無料で貸し出し、地域住民の移動支援を試験運用
- 地域づくりにつながるワークショップを開催

● 成果

- プラットフォーム化によるアクセスの利便性向上
- 電動シニアカーの活用による高齢者の移動手段の確保
- 住民から事業提案が出るなど意識向上

● 事業実施者

きらりよしじまネットワーク

● 事業費

11,985千円



鹿児島県鹿屋市（令和3年度）

「学び」を核にした交流による
アンチエイジングなまちづくり

● 事業背景

- 交流拠点がなく、耕作放棄地や空き家の増加など地域資源を生かし切れていないことが課題
- 地域住民が主体的に課題解決に取組み、そこに都市部の若年者層が関わることで持続している地域をめざす

● 取組内容

- 旧小学校に地域交流の拠点を形成
- 体験型教育ツーリズム、地域サポーターバンクのシステム構築
- 耕作放棄地を再生し、収穫体験会や移動式レストランを実施
- DIYにより空き家をコミュニティスペース化

● 成果

- 町内会を越えた住民間交流が活発化
- 空き家1軒のリノベーションに成功

● 事業実施者

菅原地域づくり協議会

● 事業費

24,829千円





総務省

地域運営組織（RMO）の 形成及び持続的な運営について

令和7年5月

総務省地域力創造グループ地域振興室



地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、**地域内の様々な関係主体**が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、**地域課題の解決に向けた取組**を持続的に実践する組織

地域運営組織に対する支援

● 地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・研修用テキストの作成 等



● 全国セミナー

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出



地方交付税措置（普通交付税・特別交付税）

- 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - （1）地域運営組織の運営支援
 - （2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】

地域運営組織の活動事例

（特非）かさおか島づくり海社（岡山県笠岡市）

- 島内の公共交通手段が乏しく、運転できない高齢者等の移動が困難な状況から、**公共ライドシェアを実施**
- 毎日運行の予約制タクシー（グリーンスローモビリティを使用）及び毎週金曜、定時定路線のコミュニティバスの2種類を運行



いけくわ

生桑振興会（広島県安芸高田市）

- 地域にあったガソリンスタンドが閉鎖されることとなったが、生桑振興会が中心となり施設の更新等を実施し、**ガソリンスタンドを運営**
- 給油以外にも、日用品店舗やサロンスペース等の拠点にもなっている



地域運営組織（RMO）の活動実態

団 体 数 令和6年度は地域運営組織が全国で**8,193団体**が確認され、令和5年度（7,710団体）から483団体増加（6.3%増）し、平成28年度に比べて約2.7倍に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は**893市区町村**であり、令和5年度（874市区町村）から19市区町村増加（2.2%増）

組織形態 法人格を持たない**任意団体が90.9%**、NPO法人が3.4%、認可地縁団体が2.0%

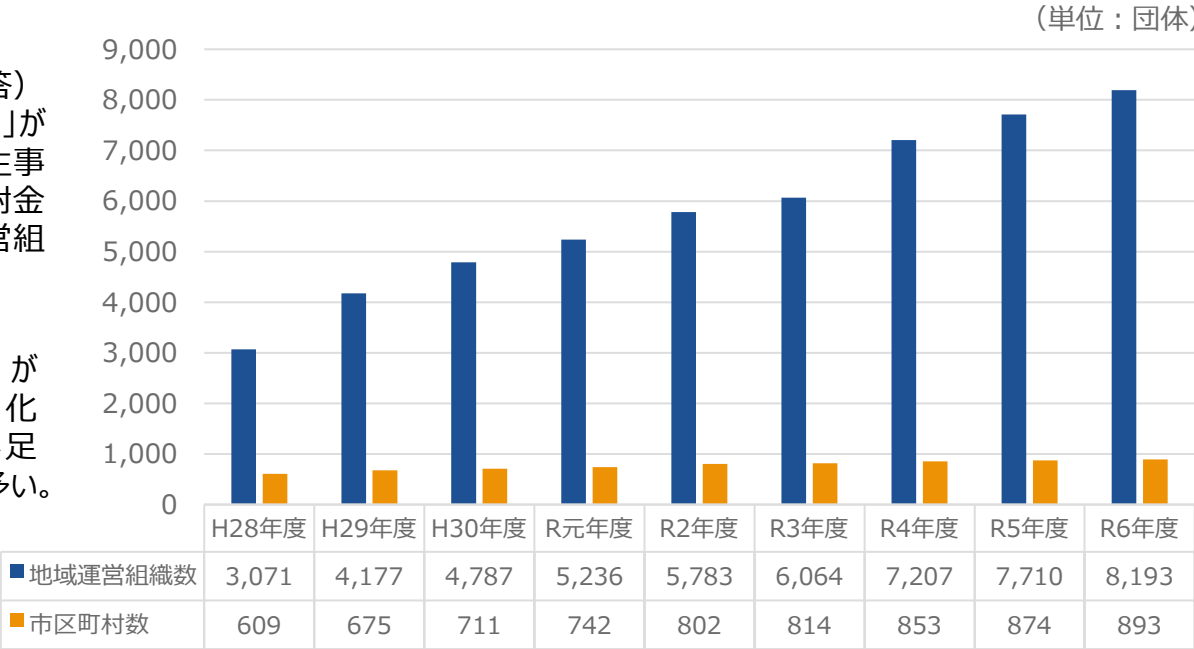
構成団体 自治会・町内会が構成員となっている地域運営組織は78.5%と最も多く、「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」（57.8%）、「地域の防犯・防災・交通安全に関わる団体（消防団など）」（47.9%）が続く。
(複数回答)

活動拠点 活動拠点を有する団体が97.1%、このうち64.2%が公共施設を使用

活動内容 祭り・運動会・音楽会などの運営（70.6%）が最も多く、交流事業（69.6%）、健康づくり・介護予防（62.5%）、防災活動（61.9%）などが続く。

収 入 収入源（第1位から第5位までを複数回答）のうち、「市区町村からの助成金・交付金等」が85.2%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は45.9%
(複数回答)

課 題 活動の担い手となる人材の不足（79.2%）が最も多く、団体の役員・スタッフの高齢化（62.1%）、次のリーダーとなる人材の不足（61.8%）が続くなど、**人材に関するもの**が多い。
(複数回答)

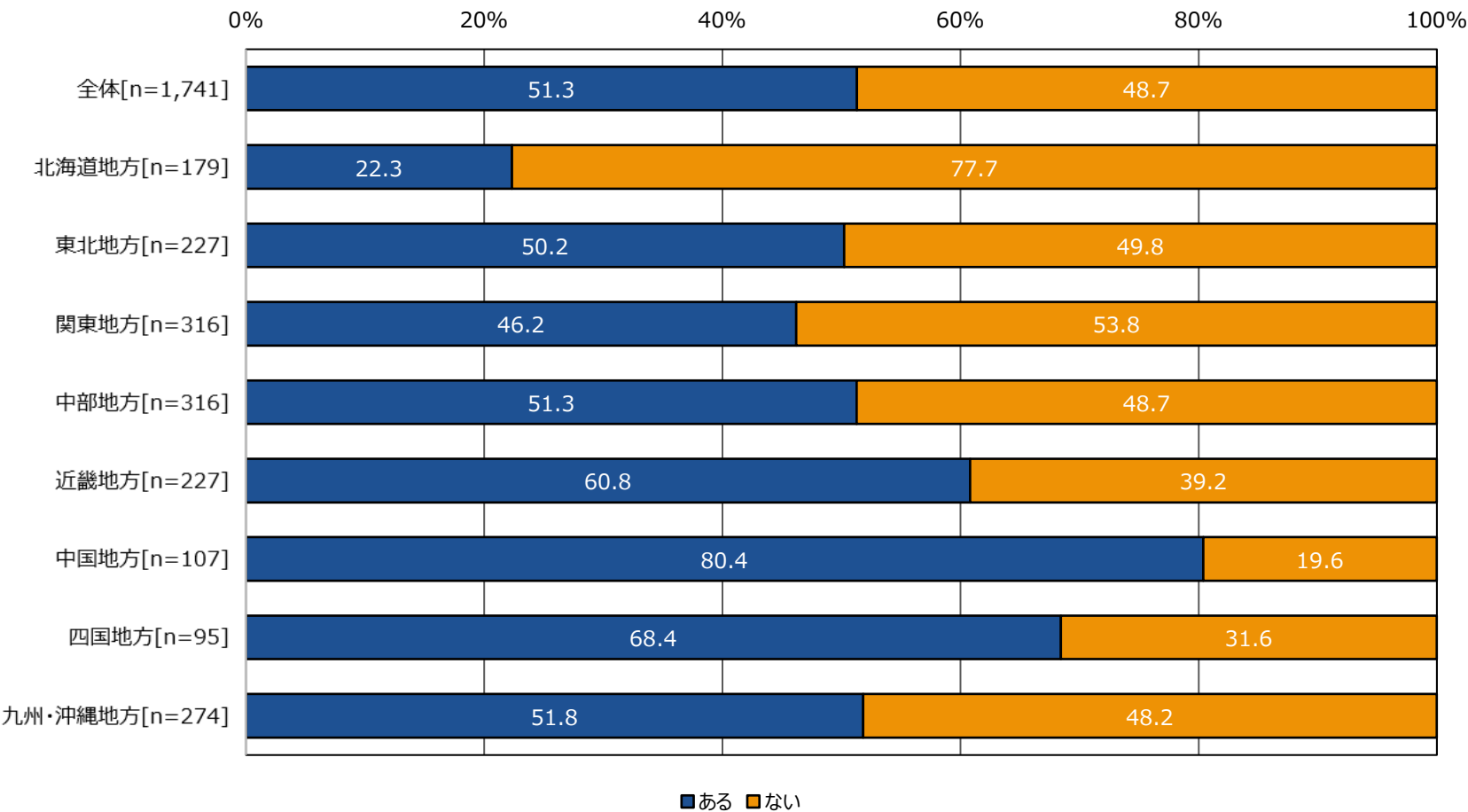


※令和6年度 総務省調査（市区町村：1,741団体、地域運営組織：8,193団体が回答）

地域運営組織（RMO）の形成状況 ～地域ブロック別～

各市区町村の地域運営組織の有無

- 回答市区町村のうち、地域運営組織の有無については、「ある」が 893団体（51.3%）、「ない」が848団体（48.7%）となっている。
- 「中国地方」が80.4%と最も多く、次いで「四国地方」が68.4%、「近畿地方」が60.8%などとなっている。
- 「北海道地方」が22.3%と最も少ない。

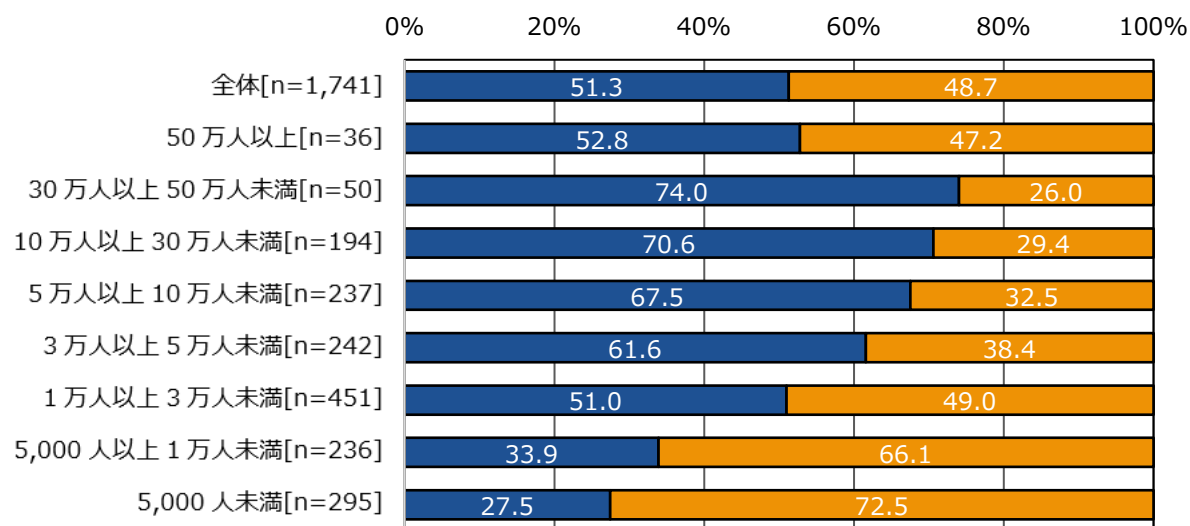


※令和6年度 総務省調査（市区町村：1,741団体が回答）

地域運営組織（RMO）の形成状況 ～人口規模・都市分類別～

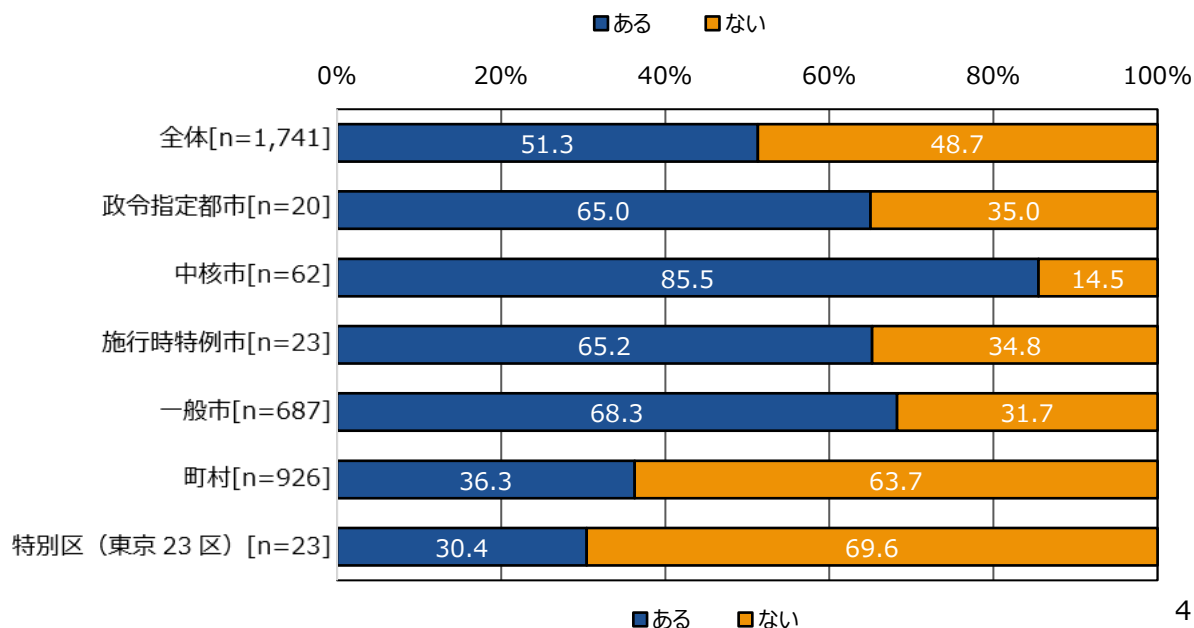
人口規模別

- 回答市区町村の人口規模別に「地域運営組織がある」割合をみると、「30万人以上50万人未満」が74.0%と最も多くなっている。
- 「5,000人以上1万人未満」「5,000人未満」は3割前後と少ない。



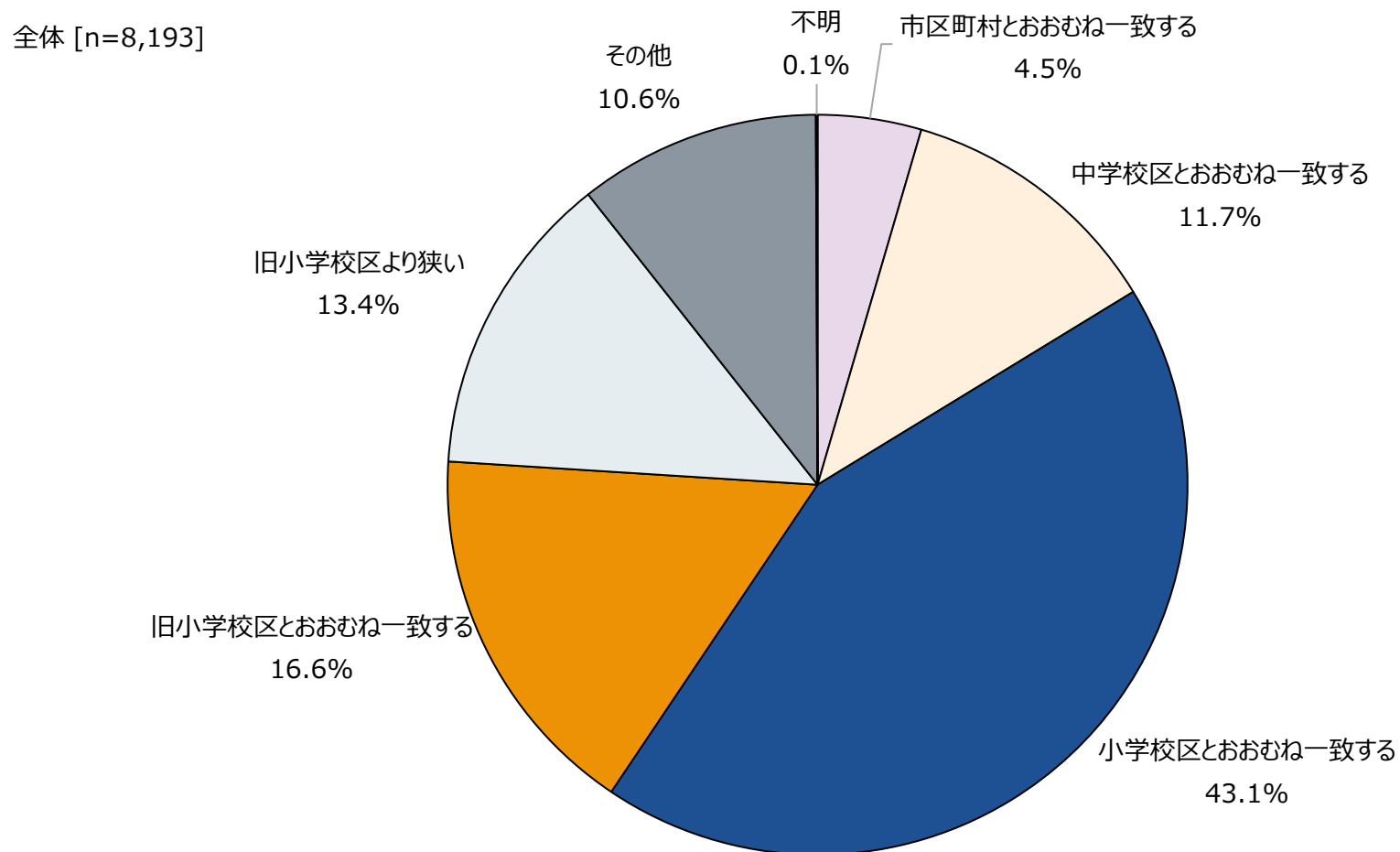
都市分類別

- 回答市区町村の都市分類別に「地域運営組織がある」割合をみると、「中核市」が85.5%と最も多くなっている。
- 「特別区」が30.4%と少なくなっているほか、「町村」が36.3%と少ない。



地域運営組織（RMO）の活動範囲

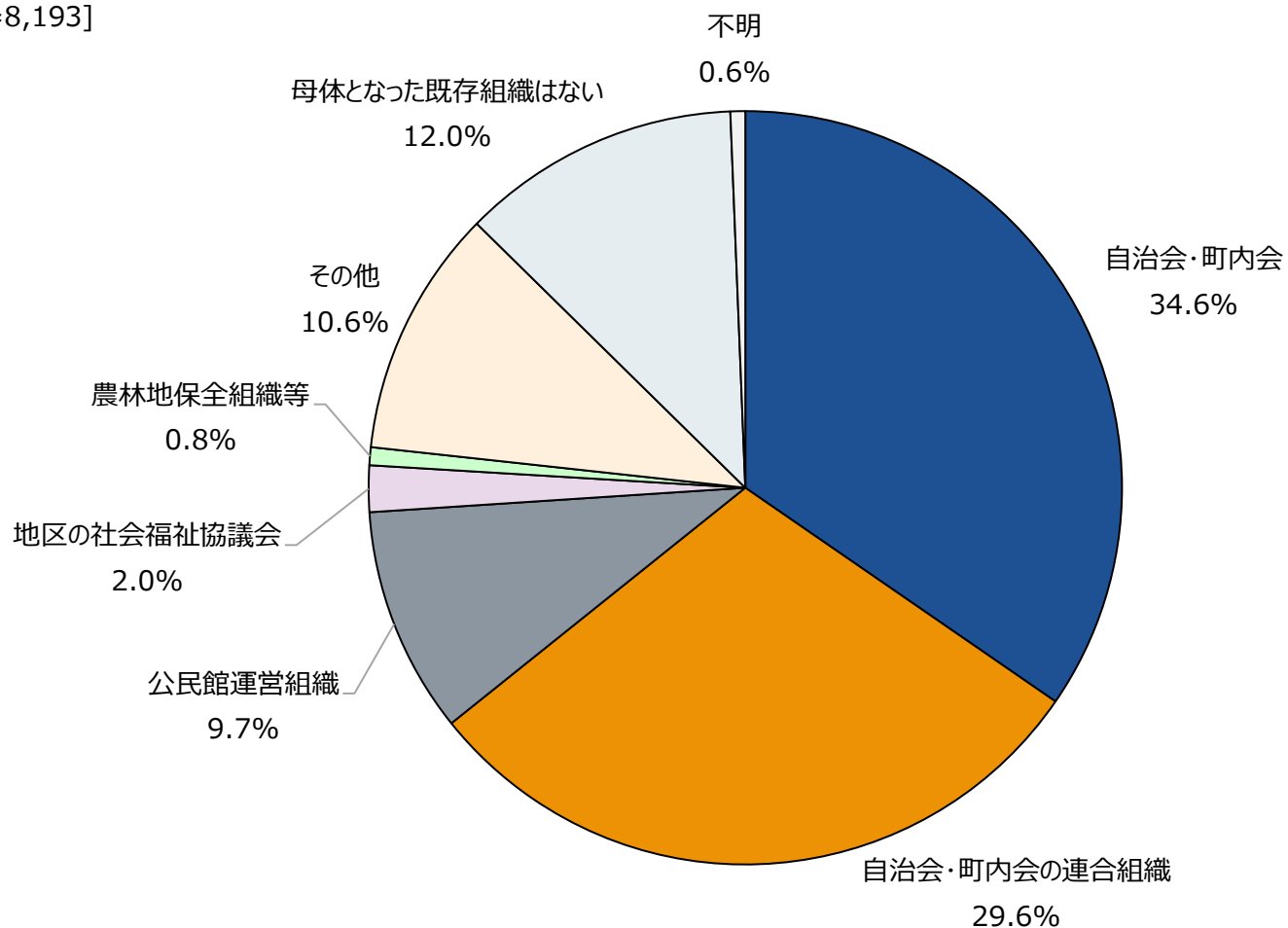
● 学校が置かれている区域との対応関係は、「小学校区とおおむね一致する」が43.1%と最も多く、次いで「旧小学校区とおおむね一致する」が16.6%などとなっている。



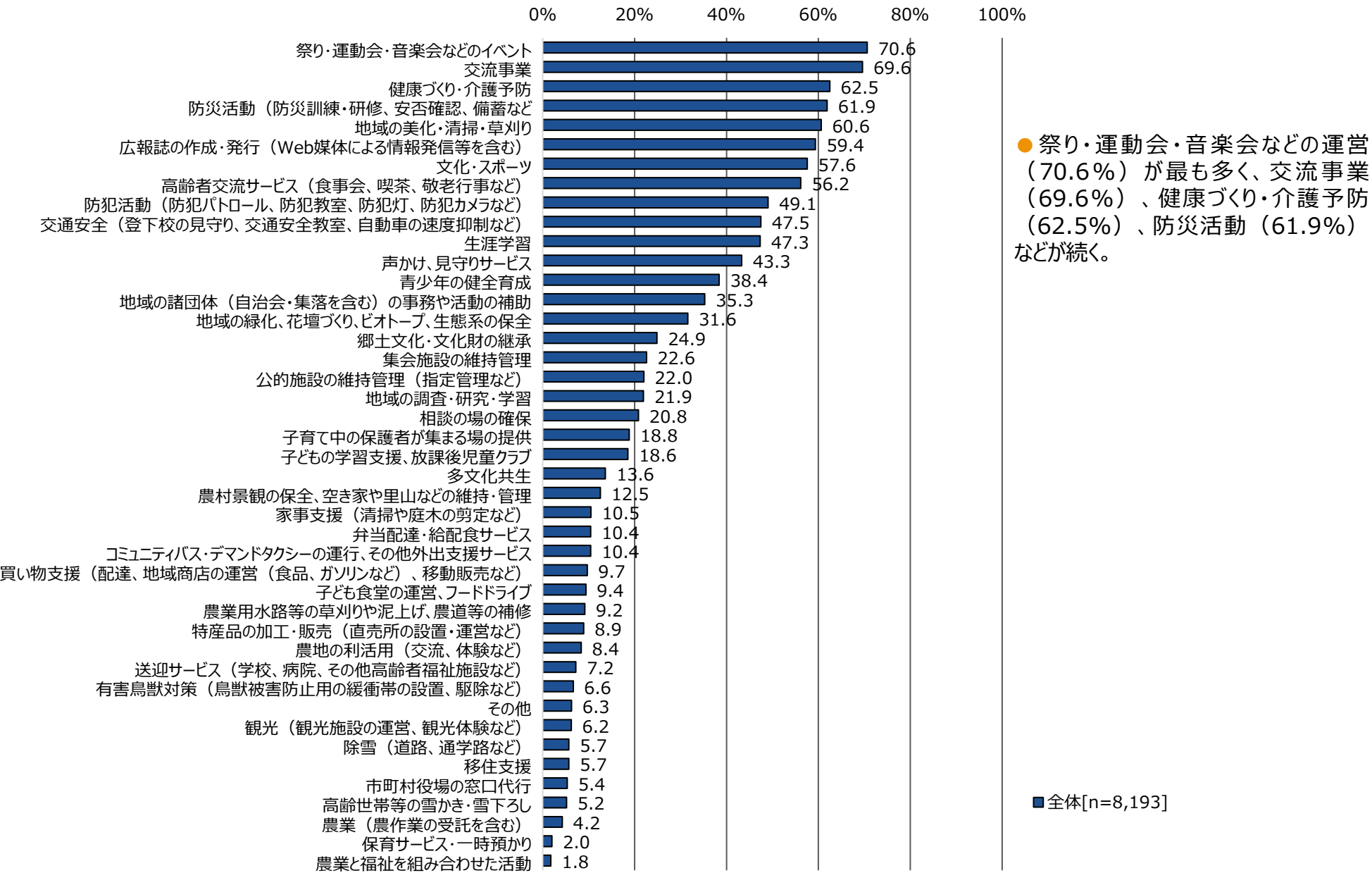
母体となった既存組織

- 母体となった既存組織は、「自治会・町内会」が34.6%と最も多く、次いで「自治会・町内会の連合組織」が29.6%などとなっている。

全体 [n=8,193]

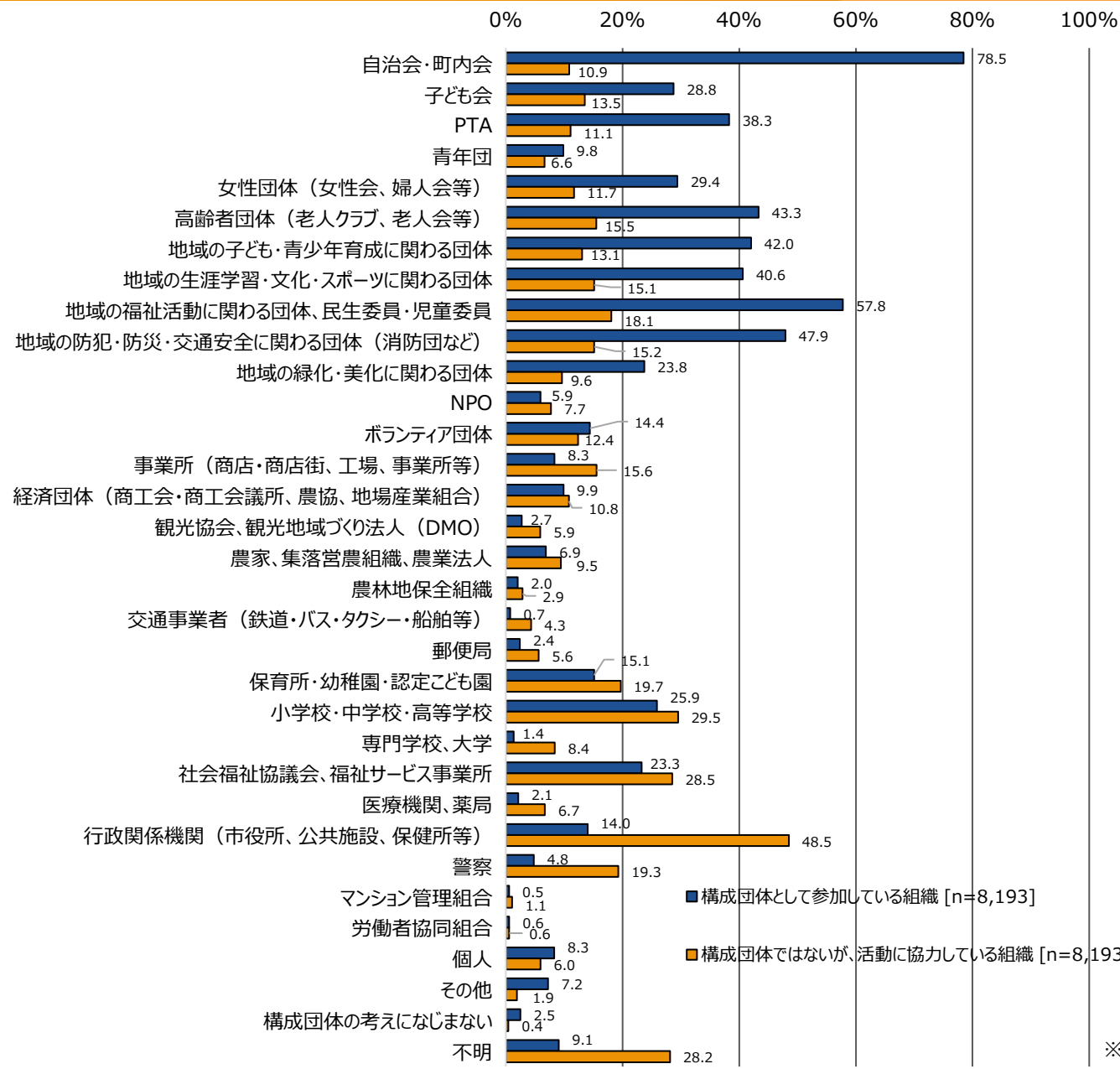


地域運営組織（RMO）の主な活動



※令和6年度 総務省調査（地域運営組織：8,193団体が回答）

構成団体・協力団体として参加している組織

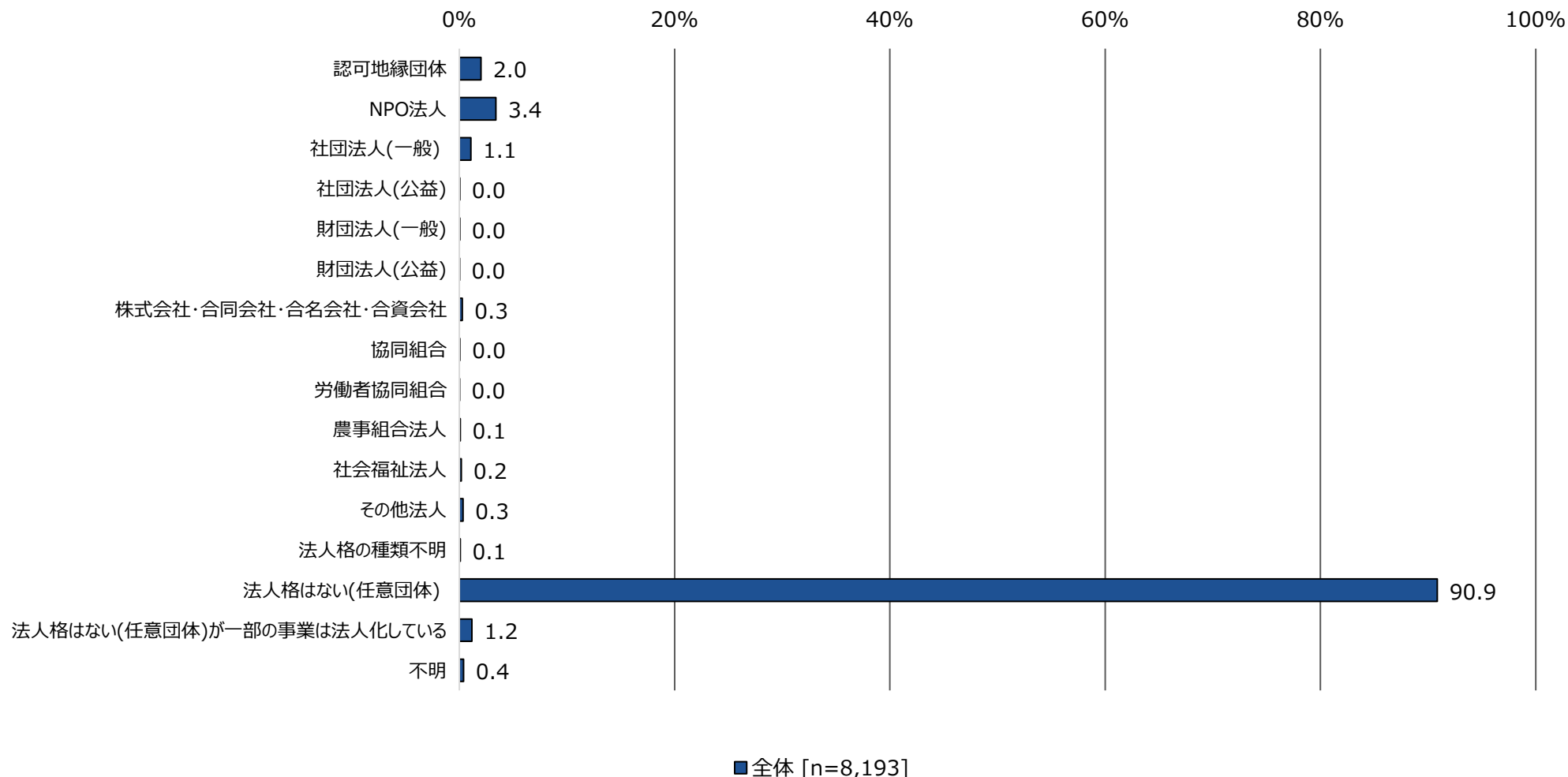


● 地域運営組織に構成団体として参加している組織は、「自治会・町内会」が78.5%と最も多く、次いで「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」が57.8%、「地域の防犯・防災・交通安全に関わる団体（消防団など）」が47.9%などとなっている。

● 地域運営組織の構成団体ではないが活動に協力している団体は、「行政関係機関（市役所、公共施設、保健所等）」が48.5%と最も多く、次いで「小学校・中学校・高等学校」が29.5%、「社会福祉協議会、福祉サービス事業所」が28.5%などとなっている。

地域運営組織（RMO）の組織形態

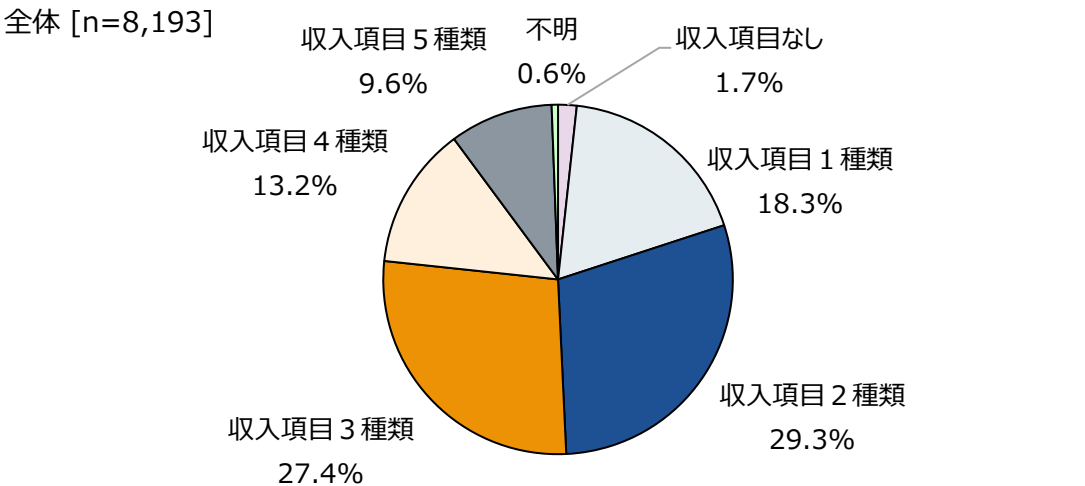
- 法人格の種類は、「任意団体」が90.9%と最も多く、次いで「NPO法人」が3.4%、「認可地縁団体」が2.0%などとなっている。



地域運営組織（RMO）の収入源

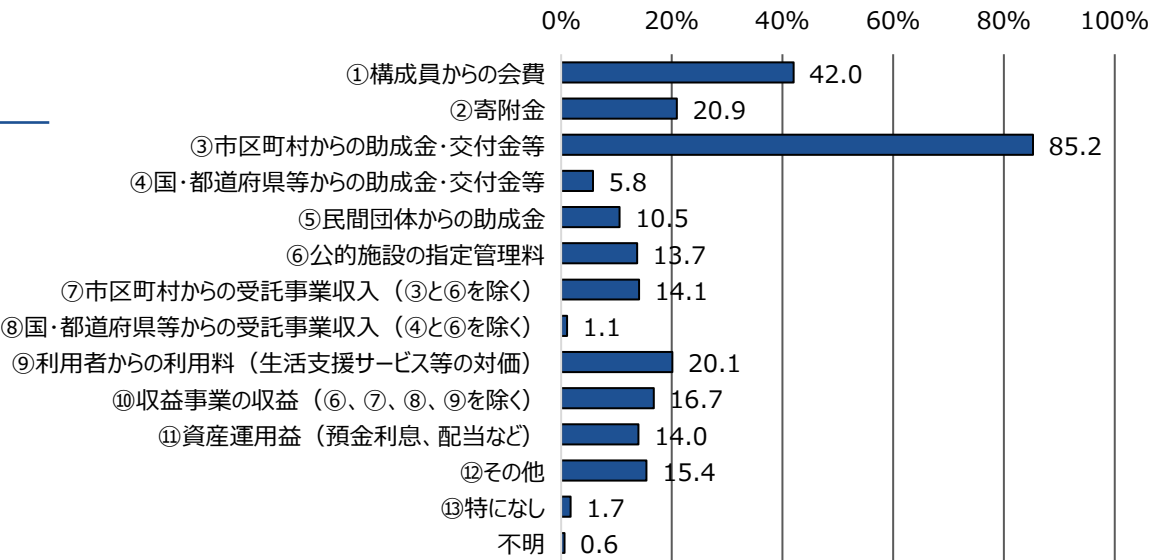
収入の項目数

●収入源の上位5項目の回答を求めたところ、回答のあった収入の項目数は、「収入項目2種類」が29.3%と最も多く、次いで「収入項目3種類」が27.4%などとなっている。



主な収入源 [第1位～第5位を複数回答]

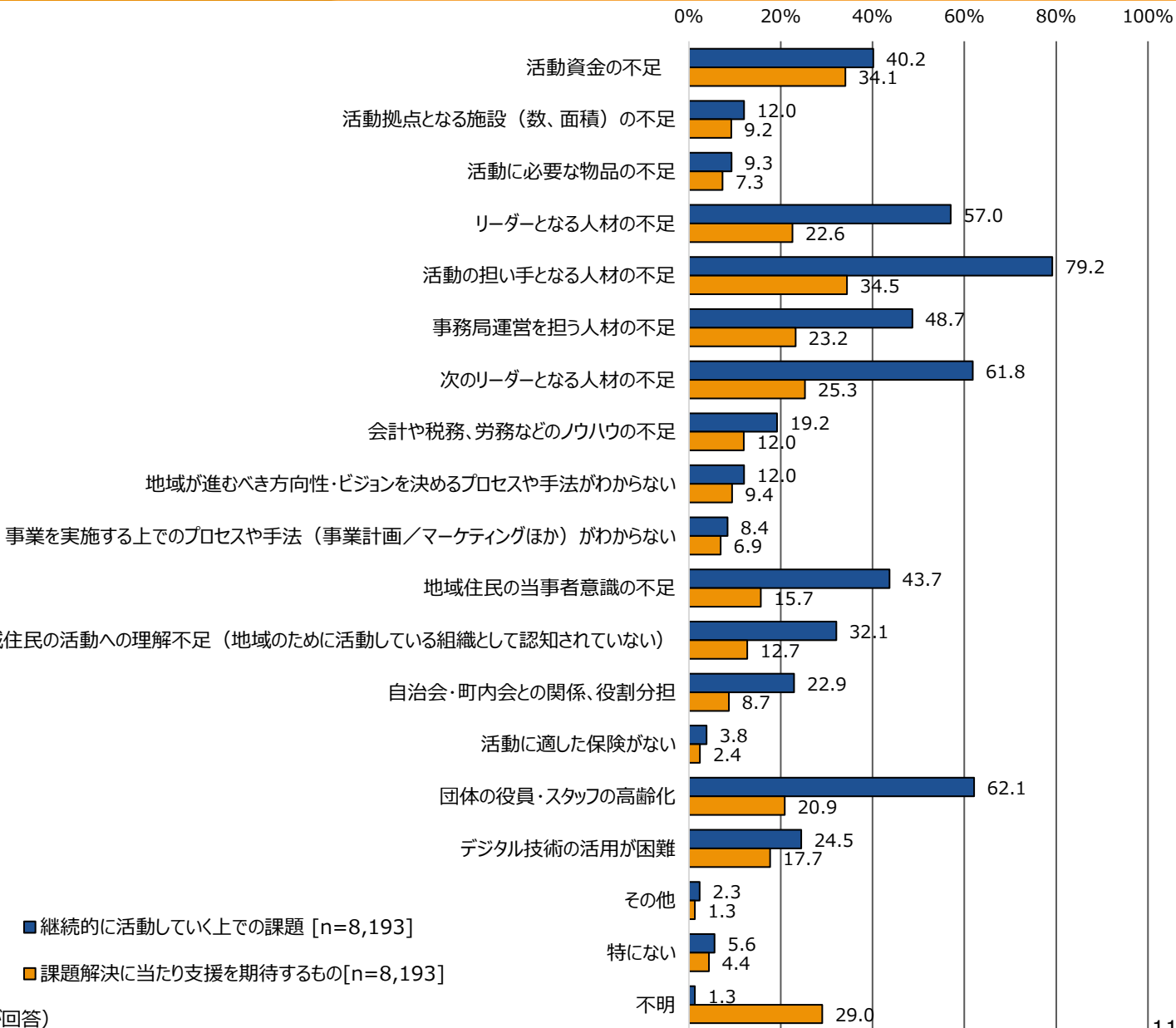
●主な収入源（第1位から第5位までを複数回答）は、「③市区町村からの助成金・交付金等」が85.2%と最も多く、次いで「①構成員からの会費」が42.0%、「②寄附金」が20.9%などとなっている。



地域運営組織（RMO）の持続的な運営に向けた課題（問題）及び期待する支援

● 継続的に活動していく上で課題（問題）として考えていることは、「活動の担い手となる人材の不足」が79.2%と最も多く、次いで「団体の役員・スタッフの高齢化」が62.1%、「次のリーダーとなる人材の不足」が61.8%などとなっている。

● 課題（問題）解決に当たって支援を期待するものは、「活動の担い手となる人材の不足」が34.5%と最も多く、次いで「活動資金の不足」が34.1%、「次のリーダーとなる人材の不足」が25.3%などとなっている。



地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

（1）地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援（措置対象：事務局人件費、事務所賃貸料、光熱水費、備品消耗品費、旅費、事務局職員の研修費 等）…普通交付税
- ② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費、ファシリテーターの旅費及び謝金、事務所開設のための施設改修費 等）
…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

※事務所開設のための施設改修費については、1組織1回限りの措置

※令和7年度からは、（1）②において、ワークショップ開催のための臨時職員経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げ（最大200万円→220万円）

（2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税

※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。措置率1/2・財政力補正

2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

（措置対象：研修、調査、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

「指定地域共同活動団体」制度について

令和7年5月12日

総務省自治行政局
市町村課

『指定地域共同活動団体』制度の創設

- 人口減少等により経営資源が制約される中で、住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため、今後、地域の実情に応じて、**地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み(プラットフォーム)**を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。〔第33次地方制度調査会答申(令和5年12月)〕

⇒ 令和6年の地方自治法一部改正(法第260条の49)により、「**指定地域共同活動団体**」制度を創設。

【施行期日】令和6年9月26日

1. 主体の指定

地域的な共同活動を行う主体

【イメージ】

- 自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域的な共同活動を実施

- 地域的な共同活動のイメージ
 - ・ 地域の美化・清掃
 - ・ 高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
 - ・ 高齢者・子どもの見守り 等

市町村長が指定することができる

右記の要件を満たすものを、

指定地域共同活動団体

以下の内容を市町村が条例で具体化

【指定対象】

- ・ 区域の住民 又は 区域の住民を主たる構成員とする団体 を主たる構成員とする団体

【指定の要件】

- ・ 地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動を行う
- ・ 地域の多様な主体との連携等により効率的・効果的に活動を行う
- ・ 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営の確保 等

2. 指定の効果

- ・ 活動資金の助成、情報提供など、市町村の**支援**を受けることができる
- ・ 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に**調整を求める**ことができる
- ・ 市町村から**行政財産の貸付け**、関連事務の**随意契約による委託**を受けることができる

【行政財産の貸付けのイメージ】

- 市保健センター内の一室を活用し、**交流喫茶等**を開催

- 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その足で交流喫茶に参加することが可能。
- 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。



【随意契約による委託のイメージ】

- 公園の維持管理と、地域の美化活動を**一体的に実施**

- 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。



『指定地域共同活動団体』に対する市町村支援への地方交付税措置

- 市町村においては、地域の実情に応じて、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための枠組み（プラットフォーム）の構築や、指定地域共同活動団体制度の活用及び特定地域共同活動に対する支援等を通じて、生活サービスを提供しやすい環境整備を進めていくことが期待される。
- このため、**指定地域共同活動団体に対する設立・運営支援等に要する経費**について、**地域運営組織と同様の地方交付税措置**を講じる。〔令和7年度からの拡充〕

拡充の考え方

- ❖ 地域運営組織以外の主体が指定地域共同活動団体に指定された場合における市町村支援に要する経費として、以下の①②について、既存の地域運営組織の設立・運営に関する特別交付税措置と同様の措置（算定対象に追加）を講じる。
 - ① 地域の活動主体が指定地域共同活動団体となるために必要な組織形成への支援に要する経費
 - ② 指定地域共同活動団体の活動への支援等に要する経費

【参考】 既存の地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置〔市町村〕

- | | |
|--|---|
| ① 地域運営組織の形成支援（ワークショップ開催等） | → <u>特別交付税措置（※）</u> |
| ② 地域運営組織の運営や事業活動（住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等）の支援 | → 普通交付税算定額を上回る経費について
<u>特別交付税措置（※）</u> |

※ 特別交付税措置（措置率0.5・財政力補正あり）

第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携

2 公共私との連携 (1) 地域における共助の仕組みを支える主体間の連携

地域社会においては、今後、様々な課題や資源制約が顕在化することが想定される。また、人口減少による市場の縮小は、民間事業者の撤退やサービスの縮小にもつながり、地域社会を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況となっていく。こうした環境変化によって生じる、人手不足や複雑化する課題に対応するためには、これまで主に行政が担ってきた様々な機能について、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要である。

こうした観点から、例えば、安心安全な地域づくり、子どもの居場所づくりや高齢者福祉など様々な活動を行う団体が参加して、住民同士の助け合い、支え合いを通じて地域運営を持続可能なものとする連携・協働の多様な枠組みづくりを進めている事例が見られる。地域の多様な主体による連携・協働の枠組みは、地域の実情に応じ、自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるものである。地域の課題を共有し、解決していくため、多様な主体が参画し、連携・協働を図りつつ、それぞれの強みを活かした活動を行っていく枠組み（プラットフォーム）を市町村が構築し、その活動を下支えすることにより、人々が快適で安心な暮らしを営むことができる地域社会を形成する取組は、今後、重要性を増していくと考えられる。（中略）

実際、市町村においては、一定の要件を満たした団体を条例に位置付け、意見具申等を通じて団体の意見を市町村の政策決定に反映させることや、市町村から団体に対して必要な支援を行うことなどを明確化する取り組みが見られる。

このような実情を踏まえ、市町村が構築した連携・協働のプラットフォームにおいて、多様な主体が活躍できるようにするため、様々な関係者と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体については、法律上も、市町村の判断で、その位置付けを明確にすることができるようになる選択肢を用意して、活動環境を整備していくことが考えられる。この場合に、民主的で透明性のある運営や構成員の開放性を担保する必要があり、そうした前提を満たした上で、このような主体に求められる具体的な要件及び役割の設定や、市町村による支援の具体的な方法については、市町村の自主性・主体性が尊重され、地域の実情に応じた取組ができるようになる必要がある。

総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地方自治制度 > 地域コミュニティ

地域コミュニティ

1. 地域コミュニティについて

- 地域コミュニティに関する調査研究等
- 自治会等における地域活動のデジタル化実証事業成果報告書（令和6年3月）
- 地域活動事例
- 地方財政措置

2. 認可地縁団体制度について

- 認可地縁団体制度とは
- 認可状況調査
- 認可地縁団体制度に関する地方公共団体への通知・事務連絡等

3. 指定地域共同活動団体制度について

- 指定地域共同活動団体制度とは
（概要、関連条文、地制調答申、地方財政措置）
- 指定地域共同活動団体制度に関する地方公共団体への通知・事務連絡等



くらしの中に

総務省

特定地域づくり事業協同組合制度の概要について

令和7年5月

総務省地域力創造グループ地域自立応援課

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R7当初予算額：5.6億円
(R6当初予算額：5.6億円)
※内閣府予算計上

PR動画は
こちら→



地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

事業背景

人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

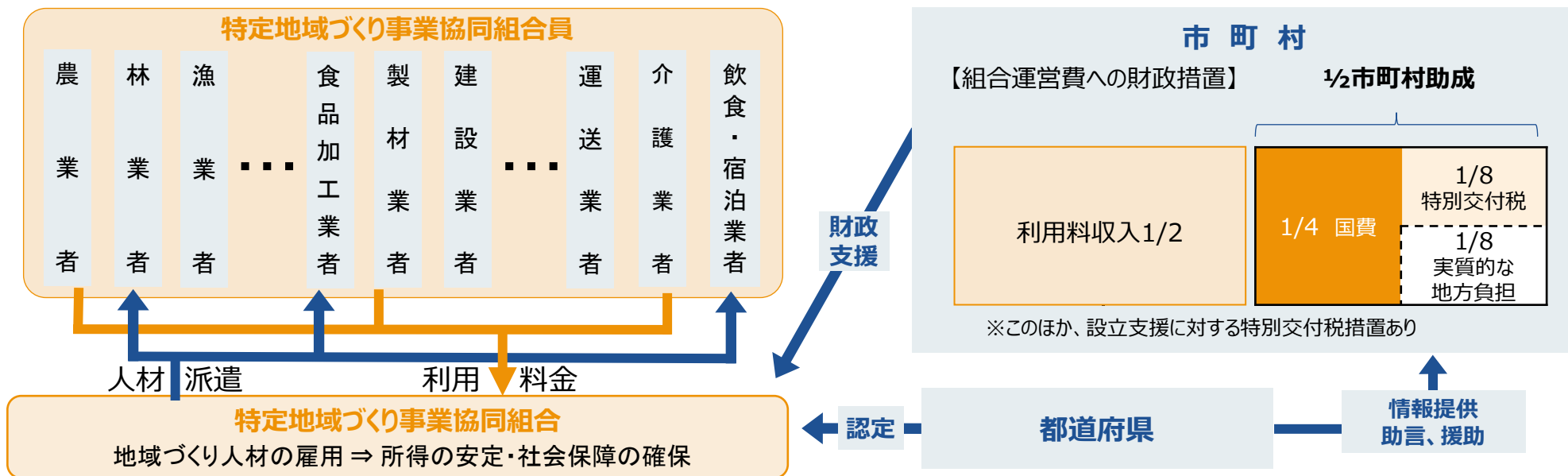
⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣規制を緩和（員内利用の20%まで → 市町村への派遣に限り、50%まで）



特定地域づくり事業協同組合制度の活用方法のイメージ

4月



農業

5～10月



飲食業

11～3月



酒造業

通年



介護事業

or



こども園

AM



小売業

PM

創意工夫により様々な活用が可能

特定地域づくり事業協同組合制度の財政支援

1. 組合運営費に対する財政支援（認定後）

国庫補助

- ・組合運営費の1/2の範囲内で公費支援（国1/2、市町村1/2）
- ・対象経費は、「派遣職員人件費」及び「事務局運営費」
- ・令和7年度予算額 5.6億円（前年度同額）
- ・制度の健全な運用を確保するための仕組み
 - ①複数の事業者への職員派遣
派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内
※8割超となる派遣職員の人件費は全額が交付金の対象外
 - ②労働需要に応じた職員の確保
派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減

特別交付税措置

- ・特定地域づくり事業推進交付金に係る事業の実施に伴って負担する経費（措置率1/2）

< 1 組合当たりの運営費（通年ベース） >

（例）派遣職員6名の人件費及び事務局運営費 3,000万円

利用料収入 1/2【1,500万円】		市町村からの助成 1/2【1,500万円】		組合
特定地域づくり事業 推進交付金 1/4 【750万円】		特別 交付税 1/8 【375万円】	実質的な 地方負担 1/8 【375万円】	市町村

対象経費上限額
派遣職員人件費
400万円／年・人
事務局運営費
600万円／年

地方
負担額の
1 / 2

実質的負担は
市町村の
助成額の1 / 4

2. 組合設立に対する財政支援（認定前）

特別交付税措置

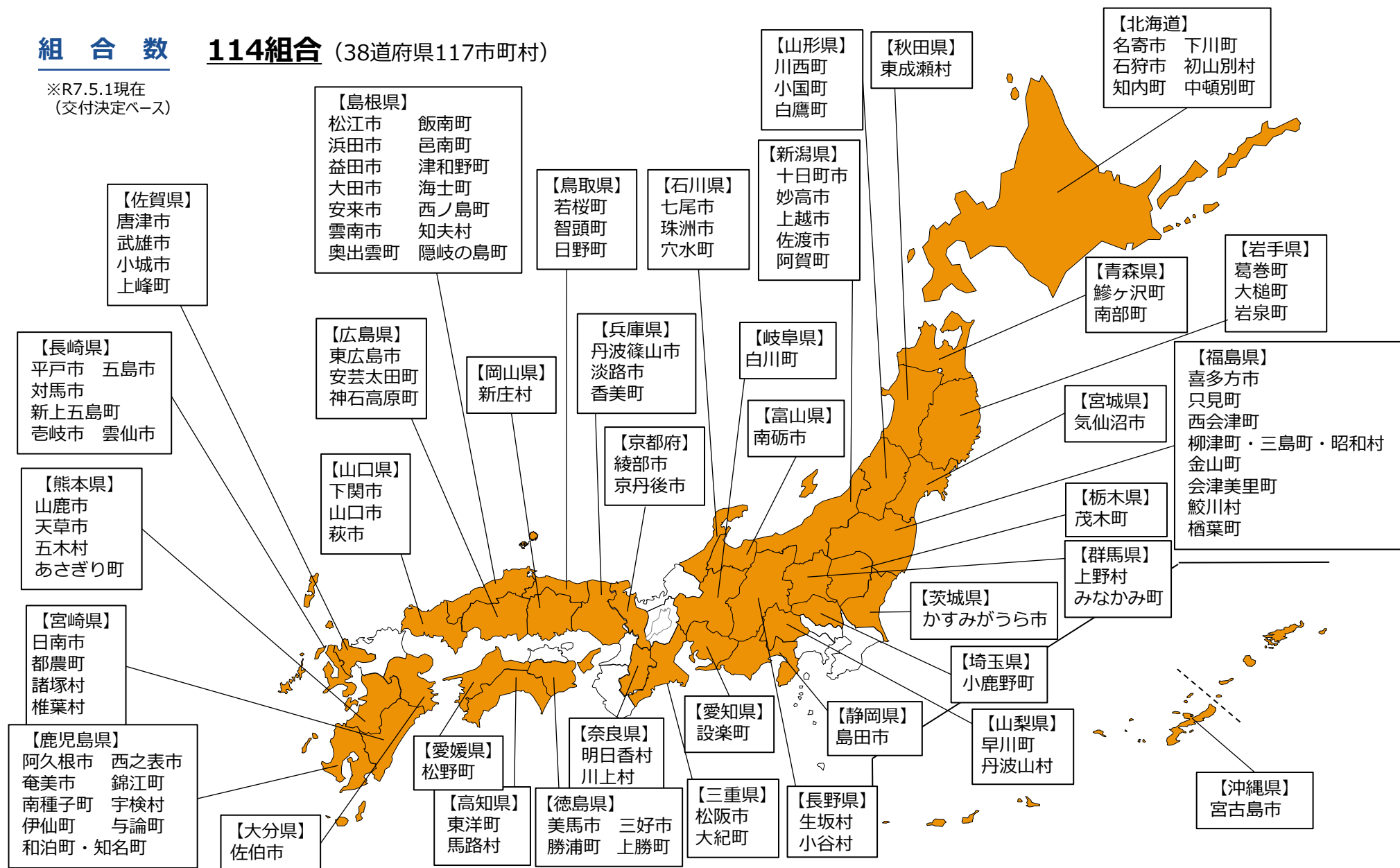
- ・組合への設立支援に関する地方単独事業の実施に要する経費（措置率1/2・対象経費上限額300万円）
 - ①設立時の財産的基礎形成への支援（寄付金等）
 - ②設立準備への支援（調査、登記、施設改装、設備、アドバイザー等）
- ※ただし、対象年度は組合設立年度に限る。

特定地域づくり事業協同組合 認定状況

組 合 数

114組合 (38道府県117市町村)

※R7.5.1現在
(交付決定ベース)



特定地域づくり事業推進法の一部改正の概要

1 市町村への派遣に係る員外利用規制の緩和（令和7年7月1日施行）

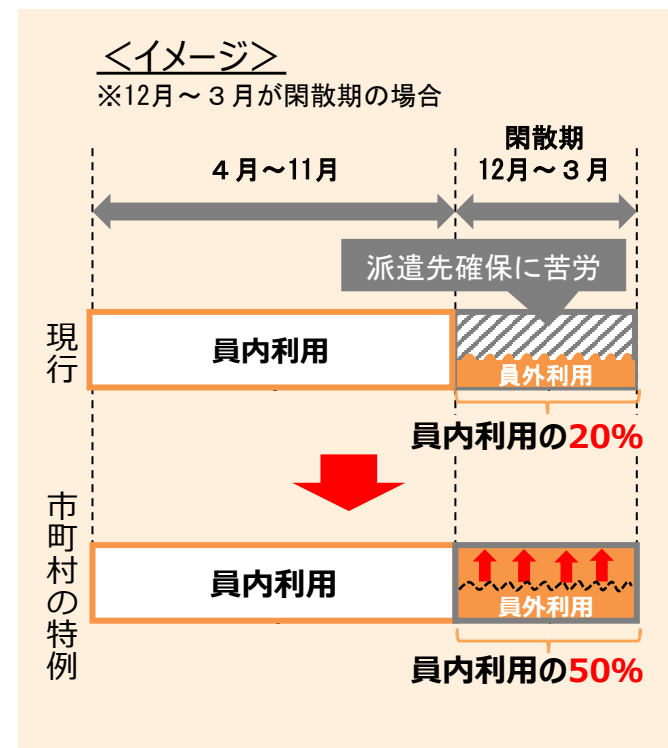
市町村と組合のニーズの一致

- ✓ 市町村…直営施設（スキー場など）やイベント時期などの**人手不足**
- ✓ 組合…**閑散期**（農閑期など）の**派遣先**確保による雇用増

しかし、市町村への派遣には制約あり（中小企業等協同組合法）

- ✓ **市町村**は**組合員**になることができない
 - ✓ 組合員以外の利用（**員外利用**）は員内利用の**20%**まで
- ⇒ 組合・市町村から、市町村への員外派遣について、規制緩和の要望

市町村への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の**50%**まで緩和



2 内閣府の事務の期限延長（令和7年3月31日施行）

弾力的な予算対応のため、内閣府で予算確保等の事務を行う仕組み（令和7年3月31日まで）

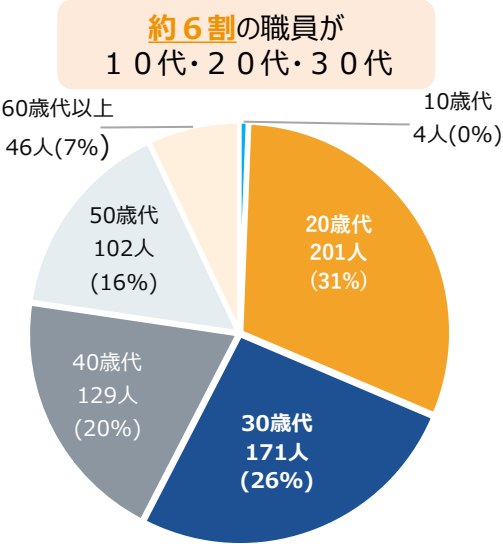
- ⇒ 今後も組合数の増加が見込まれるため、引き続き弾力的な予算対応が必要

内閣府の事務の期限を**5年延長**（令和12年3月31日まで）

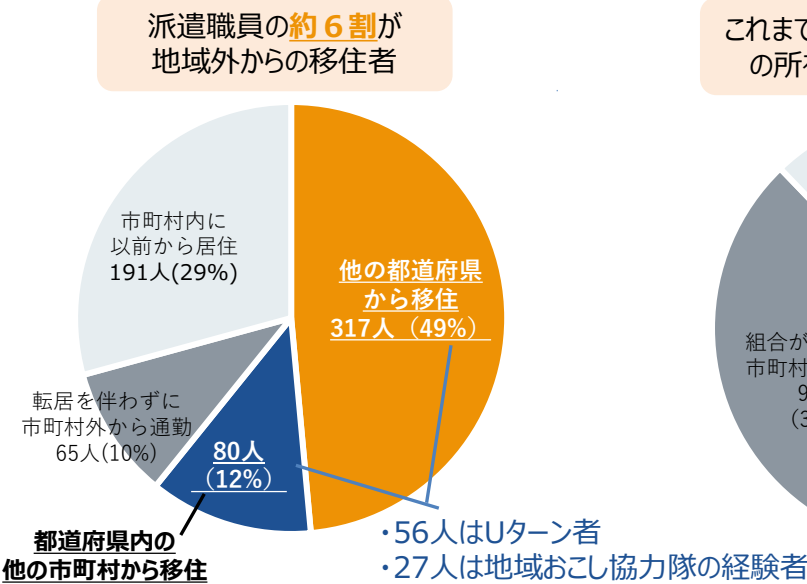
特定地域づくり事業協同組合の現状について

令和6年10月1日までに採用された派遣職員の総数は、**653人**

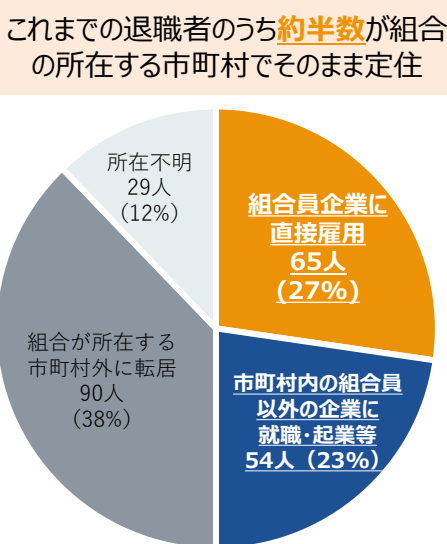
●派遣職員の年代比



●派遣職員の居住状況

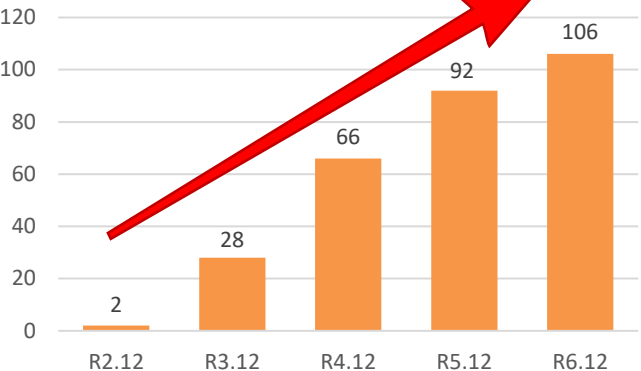


●派遣職員の退職後の動向



組合数は、今後も**増加**が見込まれる

●組合数の推移



●令和6年10月1日時点の制度活用意向調査（対象：1,718市町村）

活用意向あり	認定済み	1 1 0 市町村	1 6 4 市町村
	令和 6 年度中認定見込	9 市町村	
	令和 7 年度中認定見込	2 9 市町村	
	令和 8 年度中認定見込	1 6 市町村	
検討中			2 4 6 市町村
計			4 1 0 市町村

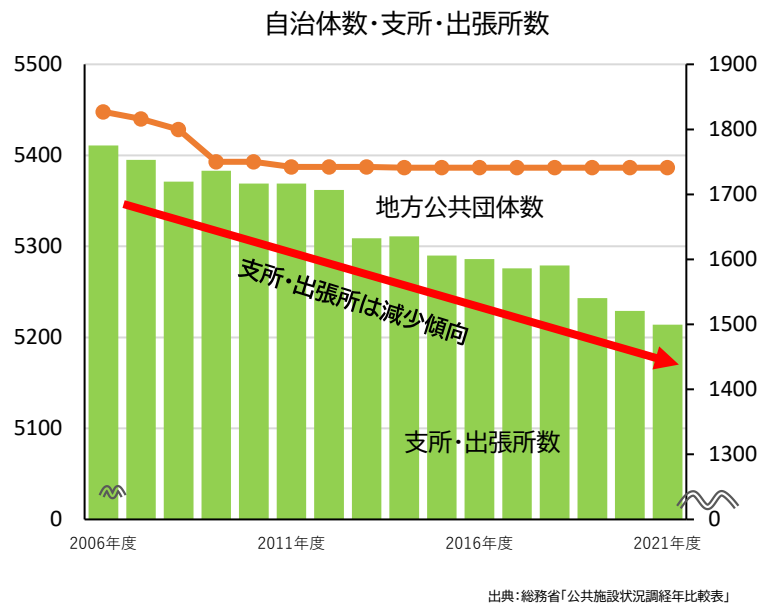
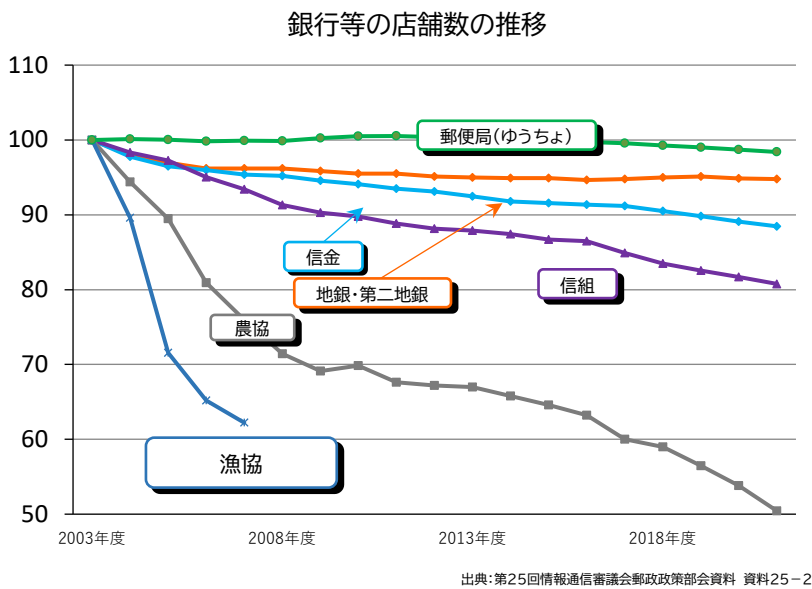
人口減少下における 郵便局を活用した 地域の持続可能性の確保について

総務省 情報流通行政局
郵政行政部企画課

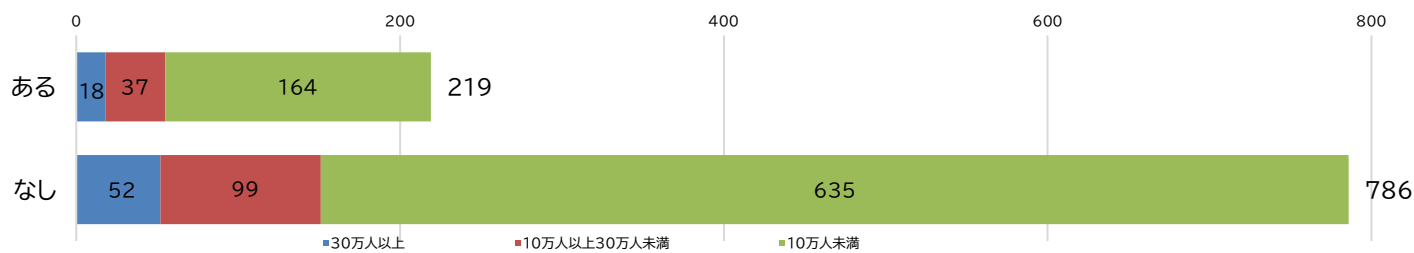
【はじめに（社会情勢の変化と郵便局の役割）】

1. 日本の地域社会の現状

少子高齢化や人口減少の進展により、地方においても様々な社会課題を抱えています。
例えば、人口減少による地域経済の縮小を受けて、地方では、民間の各種サービスの統廃合が進む地域が増加。
また、自治体の支所・出張所数は減少し、令和5年に全自治体対象に実施したアンケート（「令和5年アンケート調査」）で「支所・出張所の維持に困難を感じる場合がある」と回答した自治体は、22%となっています。



支所・出張所の維持に困難を感じる場合があるか



【はじめに（社会情勢の変化と郵便局の役割）】

2. 地域社会における行政サービス・生活関連サービスについて

各市町村ごとの人口減少が進むことで、従来の行政サービスの維持も困難となる可能性があります。

また、生活サービス（小売・医療等）を提供する事業者・機関もサービス継続が困難となり拠点の縮小・廃止や支所等の行政窓口の縮小・廃止が進むことで、地域で生活する住民に大きな影響を及ぼす可能性があります。

【地域住民の生活利便性の低下】

- 支所・出張所の縮小・撤退により、行政手続きに係るアクセス性の低下
- 小売店の撤退による生活必需品等の購入に係るアクセス性の低下（いわゆる買い物難民）
- 医療機関の撤退により、住民の医療サービスへのアクセス性の低下 等

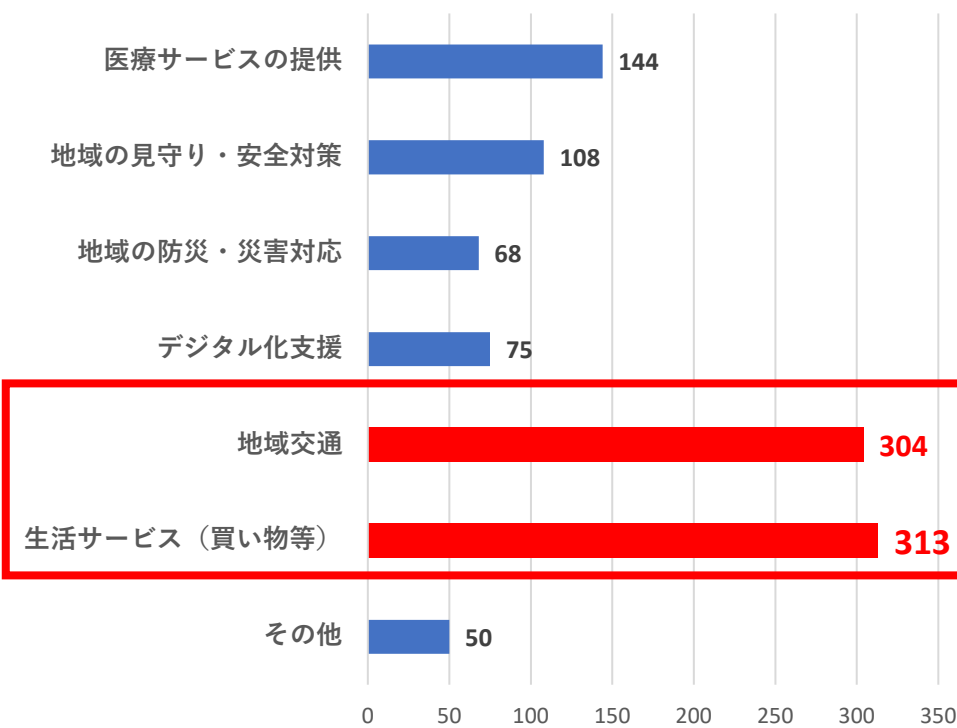


【はじめに（社会情勢の変化と郵便局の役割）】

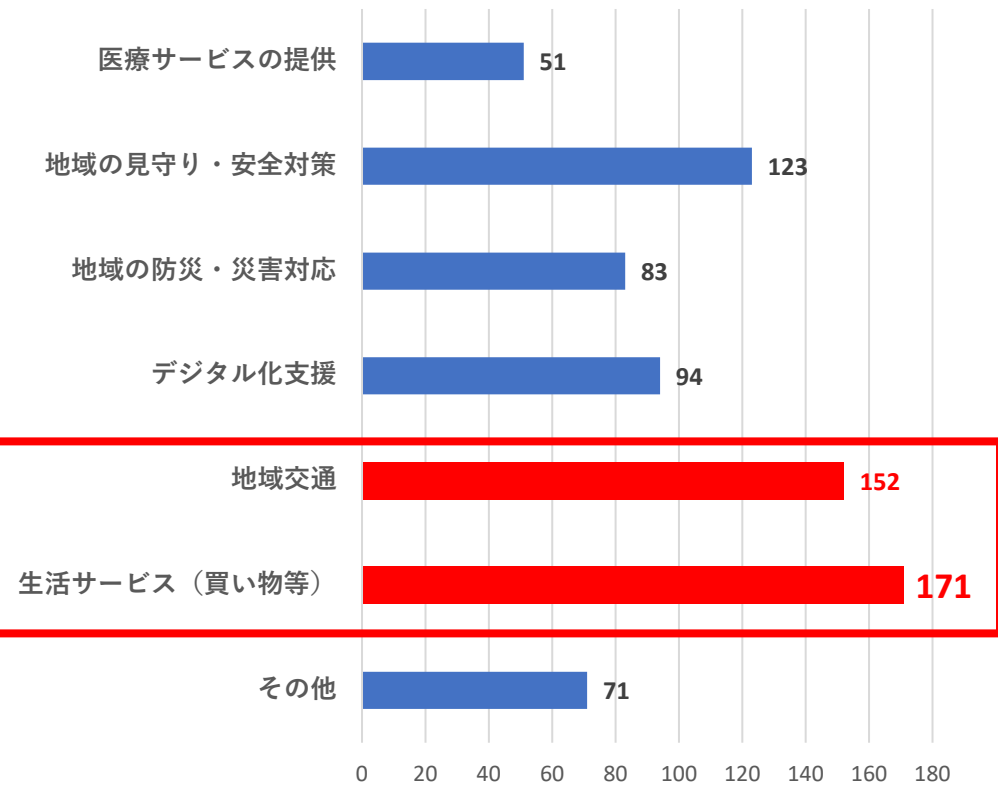
3. 地方自治体のニーズ調査の結果について（2024年11月実施）

- 「地域交通」と「生活サービス（買い物支援）」といったサービスの不足に課題を抱えている自治体が多い中で、今後、郵便局に委託して実施した取組についても「**地域交通**」と「**生活サービス（買い物支援）**」と回答した自治体が多かった。
- これらの結果から、多くの地域では、住民の生活利便性の確保の観点から、特に地域交通や買い物支援はある一定のニーズがあり、郵便局の利活用（コミュニティ・ハブ）においてもこれらのサービスはニーズがあると考えられる。

どのような生活サービスが
不足して困っているか

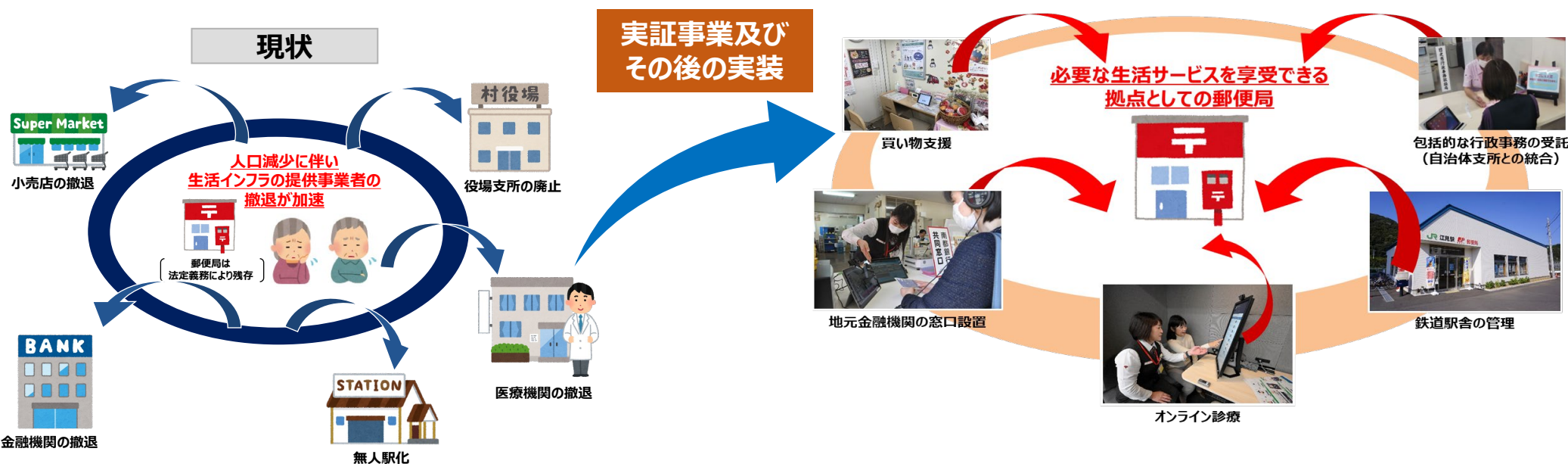


郵便局に委託して実施したい取組



- 郵便局の公共性・地域性※を活かして、
郵便局を新たな行政サービス・生活サービスの提供拠点とする実証事業を実施します。
- 郵便局ネットワークを維持する責務を負う日本郵便が、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを提供しながら、郵便局ネットワークを利活用し、
地域に必要なサービスの提供主体（自治体・生活サービス提供事業者等）と
連携することで、**人口減少下においても持続可能な地域へ発展させることを目指します。**

※法令上、郵便局は、あまなく全国において利用されるよう設置が義務づけられるとともに、地域において一定の公的な役割を果たすことが期待されている※
(郵政民営化法第7条の2、日本郵便株式会社法第1条)



予算額 1.5億円 (令和7年度予算)

行政サービス・生活サービスの提供に係る郵便局の活用事例

- 郵便局の公共性・地域性を活かし、郵便局を複数の機能・サービスを提供する拠点として活用し、各地域の課題を解決し、地域の持続可能性の確保に貢献します。

オンライン診療



行政サービス



買い物支援



商品配送 → 拠点で受取

郵便局の 活用例

空き家調査

配達地域に精通している郵便局社員が、タブレットを用いて現状を確認し、自治体に調査結果を報告



※ 上記の事例以外にもご応募いただくことができます。

「郵便局活性化推進事業」及び「郵便局等の公的地域基盤連携推進事業」の実施結果等についてはこちら

<https://www.soumu.go.jp/yusei/kasseika.html>

実証自治体の公募

自治体選考

実証の実施

結果の分析

客観的評価

普及・展開

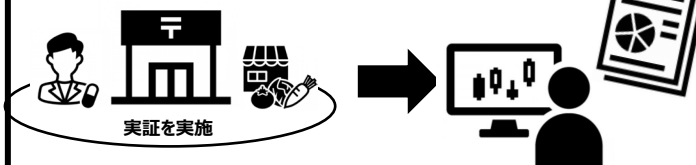
主体：請負者（コンサル等）

実証受託先の自治体（または自治体を中心としたコンソーシアム）を公募する。日本郵便を含む外部有識者を交えた選定委員会を開催し、その結果に基づいて決定することとする。



主体：自治体

実証は自治体（または自治体を中心としたコンソーシアム）が行う。実証結果については自治体において分析を行い、個別実証案件に関する報告書を作成・提出する。



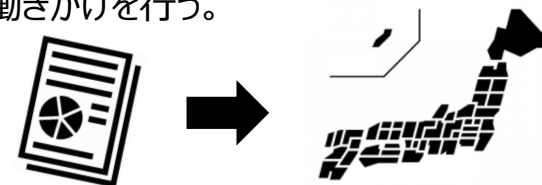
請負者による進行管理

実証の進行管理を随時行う。



主体：請負者・日本郵便・総務省

請負者において、各地の実証を踏まえた総括報告書を作成する。その際、客観的な分析や事例を横断した評価を行うこととする。
また、その後の普及・展開に向けて事例集を作成する。
報告書及び事例集を総務省・日本郵便で共有し、他自治体への展開に向け働きかけを行う。



スケジュール（予定）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
請負事業者決定・公募に向けた調整		公募申請	選定・実証先決定		実証期間						結果とりまとめ

【特別交付税措置について】

- 人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、市町村において住民窓口機能をはじめとしたサービスの持続性が課題となっている。
- 市町村の窓口業務や地域課題対応を総合的に実施する郵便局等に対して、市町村が行政サービス、住民生活支援サービスを委託することに伴う初期経費について、特別交付税措置を講じる。

対象となる自治体

- 過疎地※に所在する郵便局等に窓口事務を委託する市町村

※ 日本郵便株式会社法施行規則第4条第2項第3号（離島、奄美、山村、小笠原、半島、過疎地域、沖縄離島）

- 具体的には、郵便局事務取扱法等※に基づき、戸籍謄本等公的証明書の交付事務等を過疎地に所在する郵便局等に委託する市町村

（令和6年9月末現在114団体）※ 公共サービス改革法第34条に基づく委託も含む。

【対象となる経費（具体的な対象事業の範囲（例））】

行政サービス

（市町村への申請サポート、オンライン相談等）

- システム整備費
- 回線・機器整備費
- レアウト変更経費
- 広報経費



自治体窓口事務



住民生活支援サービス

- 買い物支援のためのシステム整備費
- 備品購入費
- 広報経費
- オンライン診療のためのシステム整備費
- 回線・機器整備費
- レアウト変更経費



オンライン診療



特別交付税措置率 0.5